

定 款

一般社団法人 日本陸送協会

一般社団法人 日本陸送協会 定款

平成26年1月6日 施行
令和3年2月18日 変更

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本陸送協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、会員相互の協調により自動車陸送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することによって、事業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自動車陸送事業に関する指導、調査、研究及び情報の提供
- (2) 自動車陸送事業に関する意見の公表及び行政庁等への建議
- (3) 行政庁の行う関係法令の施行の措置に対する協力
- (4) 優良運転者の育成及び交通事故防止対策の研究・指導
- (5) 自動車陸送事業経営の近代化施策の研究及び指導
- (6) 自動車陸送事業に関する統計の作成及び資料の収集
- (7) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の種別)

第5条 本協会の会員は、次のとおりとする。

(1) 普通会員

自動車の回送業、自動車運搬専用車による陸送業及び陸送業に係る貨

物利用運送事業を営む者であつて、本協会の目的に賛同して入会した者とする。

(2) 副会員

普通会员の支店、支社、営業所等で、本協会の目的に賛同して入会した者とする。

(3) 特別会員

普通会员であつて理事会において承認された者とする。

(4) 賛助会員

本協会の事業を理解しこれを賛助する者とする。

2 前項の会員のうち普通会员及び特別会員を正会員と呼び、この正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 本協会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又は本協会の定款若しくは内部規定に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (4) 会員である法人が解散し、又は破産したとき。

(権利の喪失)

第11条 会員資格を喪失した者は、既納の入会金、会費及び本協会の資産について、

なんらの請求をすることができない。

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成し、副会員及び賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(種類及び開催)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の場合に開催する。

(1) 理事会の決議があったとき。

(2) 総正会員の議決権5分の1以上を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示した総会の招集の請求があったとき。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会の招集は、総会の日時、場所及び目的である事項を示した書面をもって、開催日の14日前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。ただし、副会員を有する普通会員については、当該副会員の数1につき1個に相当する数を当該普通会員の議決権に追加する。

(権限)

第17条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(2) 理事及び監事の選任及び解任

(3) 定款の変更

(4) 会員の除名

(5) 理事及び監事の報酬等の額

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事

項

(決議)

- 第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の出席する正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、書面で議決権を行使した正会員又は議決権の行使を委任した正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から議長が指名する議事録署名人2名以上が署名又は記名押印する。

第5章 役員等

(役員及び定数)

- 第20条 本協会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 20名以上25名以内
(会長、副会長及び専務理事を含む。)
 - (2) 監事 2名以内
 - (3) 会長 1名
 - (4) 副会長 6名以内
 - (5) 専務理事 1名
- 2 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本協会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を執行する。

5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 本協会の業務及び財産の状況並びに各事業年度に係る事業報告及び決算書類等を監査する。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

2 前項において、職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められて解任する場合は、その役員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(顧問)

第27条 本協会に、任意の機関として、顧問3名以内を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議により、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

- 4 顧問の任期は2年とする。ただし、理事会で別段の決議がなされない限り、再任されたものとみなす。
- 5 顧問は、無報酬とする。

第6章 理 事 会

(構成)

- 第28条 本協会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(種類及び開催)

- 第29条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。
- 2 定例理事会は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上開催する。
 - 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事又は監事から理事会の目的たる事項を記載した書面により、会長に開催の請求があったとき。

(招集)

- 第30条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があったときは、あらかじめ指定された副会長が理事会を招集する。

(議長)

- 第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(権限)

- 第32条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本協会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
 - (4) その他重要事項

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- なお、理事会にウェブ形式で出席した場合にも出席したものとみなす。
- 2 会長が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の

理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、出席した代表理事（会長）及び監事は、これに署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

- 第35条 本協会の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(資産の構成)

- 第36条 本協会の資産は、入会金、会費及びその他の収入から成るものとする。

(資産の管理)

- 第37条 本協会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業報告及び決算)

- 第38条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号については通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(事業計画及び収支予算)

- 第39条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、通常総会に報告するものとする。

(収支差益の処分)

- 第40条 毎事業年度の決算において剰余金があるときは、総会の決議を経て、翌年度に繰り越すものとする。

2 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(長期借入金及び重要な財産の処分)

第41条 本協会が長期の借入（返済期間が1年以上の借入）を行う場合には、総会の承認を受けなければならない。

2 重要な財産を処分又は譲受けを行う場合も同様とする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国に贈与するものとする。

第9章 部会・専門委員会

(部会・専門委員会)

第45条 本協会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て、部会・専門委員会を置くことができる。

2 部会・専門委員会に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第46条 本協会に事務局を置く。

2 事務局に関する規定は、理事会の決議により別に定める。

(書類等の備置き)

第47条 主たる事務所には、第38条第1項第1号から第5号までに掲げる書類のほか監査報告を5年間備え置き、次に掲げる書類を備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿

(4) 事業計画書

(5) 収支予算書

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補 則

(細則)

第49条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 普通会员の支店、支社、営業所等であって、社団法人日本陸送協会定款第5条第1項第1号の規定により正会員であった者は、この定款の施行の日から副会員となる。
- 4 本協会の最初の代表理事（会長）は、佐々木良一とする。

附 則

- 1 この定款は、令和3年2月18日から施行する。